

2017年FISA臨時総会(2/10-11、東京)に提案されているFISA Rules of Racing(競漕規則)の重要な変更案①

| 通し番号 | 条 | 現行 | 変更案 | 提案理由・賛否 | 提案者 |
|------|-------------------|---|---|--|-----|
| 7 | 規則19条 出漕資格・国籍 | 世界選手権、世界U23選手権、オリンピック・パラリンピック他の国際大会にある国の代表選手として出場し、その後に国籍が変わった、または別の国籍を得た場合、前の国籍で出漕してから2年以上経過後に新しい国籍保有国の代表として出場できる。同じ年に異なる国籍で別の大会に出場することはできない。 | 世界シニア選手権、世界U23選手権、オリンピック・パラリンピック他の国際大会にある国の代表選手として出場し、その後に国籍が変わった、または別の国籍を得た場合、 新しい国のパスポートを取得してから少なくとも2年以上経過後に 新しい国籍保有国の代表として出場できる。同じ年に異なる国籍で別の大会に出場することはできない。 | | 理事会 |
| | | (記載なし) | ジュニア選手は自分が住んでいる国の代表として出漕できる。ジュニア選手がある国の代表として出場した場合、ジュニアからU23に移行する際に、自分が国籍を保有する別の国の代表となる選択ができる。この選択は1度限りとし、国籍の証明を添えてFISAに連絡しなければならない。 | | 理事会 |
| 8 | 規則27条 コックス | マスターズを除いて、男子クルーのコックスは男子、女子クルーのコックスは女子でなければならない。レースユニフォームを着た状態でのコックスの体重は、男子(シニア、U23、ジュニア)が55Kg以上で、女子(シニア、U23、ジュニア)が50Kg以上であること。これに達するために、コックスは最大10Kgのデッドウェイトを、艇内の自分にできるだけ近いところに置くことができる。 | オリンピック、ユースオリンピック、パラリンピックおよびその予選大会を除いて、コックスの性別は自由とする。すなわち、男子クルーのコックスが女子であってもよい、女子クルーのコックスが男子であってもよい。レースユニフォームを着た状態でのコックスの体重は55Kg以上であること。これに達するために、コックスは最大15Kgのデッドウェイトを、艇内の自分にできるだけ近いところに置くことができる。 | | 理事会 |
| 9 | 規則31条 軽量級 | 1)男子軽量級種目の各漕手の体重は72.5Kg以下で、漕手(舵手は除く)の平均体重は70.0Kg以下であること。2)女子軽量級種目の各漕手の体重は59Kg以下で、漕手(舵手は除く)の平均体重は57Kg以下であること。 | 1)男子軽量級種目の各漕手の体重は72.5Kg以下であること。2)女子軽量級種目の各漕手の体重は59Kg以下であること。(この改変は2021年1月1日より適用する) | 各漕手が自分の体重管理の責任を負うべきなので、平均体重制を廃止する。 | 理事会 |
| | | 軽量級漕手は当該レース実施日ごとに、各クルーの最初のレースの2時間前から1時間前に体重を計測しなければならない。 | 軽量級漕手は当該レース実施日ごとに、各クルーの最初のレースの 3時間前から2時間前 に体重を計測しなければならない。 | (理事会)計量時間を1時間早めることには反対。その種目の性質を変化させるし、大会運営に困難をもたらすので。 | スイス |
| 10 | 規則37条 オリンピック種目 | オリンピックでは以下の種目を行う。 男子(M):1X, 2X, 2-, 4X, 4-, 8+ 女子(W):1X, 2X, 2-, 4X, 8+ 軽量級男子(LM):2X, 4- 軽量級女子(LW):2X | (削除) | オリンピック種目は、FISA理事会との協議を経てIOC理事会が決定することになったため。IOC理事会との協議の前に、推奨すべきオリンピック種目案をFISA総会で決める。 | 理事会 |
| 11 | 規則42条 コースの特性 | 世界選手権、ワールドカップ、オリンピックとその予選会、大陸大会レガッタ、国際大会のコースの長さは2,000mとする。パラリンピックとその予選会のコースの長さは1,000mとする。 | 世界選手権、ワールドカップ、オリンピック・ パラリンピック とその予選会、大陸大会レガッタ、国際大会のコースの長さは 2,000m とする。 | IPC(国際パラリンピック評議会)が推奨しているので。 | 理事会 |

2017年FISA臨時総会(2/10-11、東京)に提案されているFISA Rules of Racing(競漕規則)の重要な変更案②

| 通し番号 | 条 | 現行 | 変更案 | 提案理由・賛否 | 提案者 |
|------|-------------------------|---|---|---|-----|
| 12 | 旧規則81条 ⇒新規則72条 罰則 | 規則違反をしたクルーに対して、審判は適切な罰則を与える。審判がクルーに与える罰則は以下の通り。 1) 注意 (Reprimand) 2) 警告 (Warning): イエローカードで示される。 3) 最下位にする (Relegation) 4) 除外 (Exclusion): レッドカードで示される。当該種目の全てのラウンドへの出漕ができなくなる。 5) 失格 (Disqualification): そのチームは当該大会のすべての種目に出漕できなくなる | 規則違反をしたクルーに対して、審判は適切な罰則を与える。審判がクルーに与える罰則は以下の通り。 1) 注意 (Reprimand) 2) イエローカード: 同一レースでイエローカードを2回与えられるとレッドカードとなり、その種目から除外される。 3) 最下位にする (Relegation) 4) レッドカード: 当該種目の全てのラウンドへの出漕ができなくなる。 5) 失格 (Disqualification): そのチームは当該大会のすべての種目に出漕できなくなる | | 理事会 |
| 13 | 旧規則76条 ⇒新規則77条 | クルーが与えられたレーンを離れて他クルーを妨害したり、自己を有利にした場合、罰せられることがある。 | クルーが与えられたレーンを離れて他クルーを妨害したり、自己を有利にした場合、 主審からの事前の警告や告知なしで 罰せられることがある。 | Zonal Umpiringを採用する場合、クルーの自己レーン順守義務を厳しくする必要がある。 | 理事会 |
| 14 | 規則87条細則 国際審判 | 国際審判の定年: 65歳になった年の12/31まで。 国際審判試験受験資格: 55歳まで。 | 国際審判の定年: 70歳 になった年の12/31まで。 国際審判試験受験資格: 60歳 まで。 | | 理事会 |
| 15 | 規則97条細則 主審の義務 | (記載なし) | ゾーン審判 (Zonal Umpiring) の方法: 文章省略(下のスライドを参照) | 主審艇による引波を防ぐ。 | 理事会 |

